一宮市立千秋南小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止についての基本的な考え方

本校の教育目標は「心身ともに健康で、確かな学力と豊かな心をもって、未来を拓く千南っ子を育てる」である。この目標のもと本校では、めざす子ども像を、知・徳・体のそれぞれの面からとらえ、「よく考え、進んで学ぶ子」「心豊かで、思いやりのある子」「じょうぶで、たくましい子」として、日々の教育実践に励んでいる。

近年、学校でのいじめの存在が大きな問題となっているが、本校でもいじめ防止への組織的な対応は、心豊かで思いやりのある子を育成する面からも、必要不可欠である。そこで本校では、いじめを以下のようにとらえ、その防止についての方針を掲げることにした。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２　いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（１）「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

・教職員による取組評価・「あのね面談週間」で児童へのアンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートやスクールライフノート「心の天気」、ＱＵ検査や一日観察日、

あのね面談（教育相談）等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、ウェブページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、被害者を救済し、その尊厳を守ることを第一とし、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア　教師、保護者、地域の方が、児童にとって重要な他者（大人）となるように、日頃から児童理解に努め、意識的に声をかける。

イ　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく自治的な学級づくりを進める。

・いじめアンケートやスクールライフノート「心の天気」、ＱＵ検査やあのね面談（個人面談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。

・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。

ウ　いじめが心配される事案があった場合、いじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめ防止についてのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

エ　よく分かる授業を展開し、教師が児童一人一人の取り組む姿勢や態度、習熟度を認めることによって、自己肯定感や自己有用感を味わわせる。

オ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心（他者理解）の醸成を図る。

カ　集会等でのいじめ未然防止の講話を行う。

キ　児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

ク　情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

イ　いじめアンケート（月に１回）、あのね面談（個人面談）の定期的な実施（各学期

１回以上)、一日観察日の実施（月に１回)、ＱＵ検査、スクールライフノート「心の天気」（毎日）の実施を通して、排除的ないじめや児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　過去にいじめ被害に合った児童に対し、継続的な観察と支援を行う。

エ　通学の見守り隊や保護者、地域の方から情報を得るように努める。

オ　通学団指導を通して児童の理解に努める。

カ　児童が相談しやすい環境を整える。

・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。

・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介する。

・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付する。

・相談箱を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害児童を守り通す（被害者救済）という姿勢で対応する。

ウ　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

①　加害児童が、自分の行為（事案）が被害児童にとっていじめであると認知できるように指導する。

②　加害児童が、被害児童に心から謝罪できるように指導する。

③　加害児童が、今後、被害児童と適切な関係が築けるように指導する。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　いじめの申し出があった場合、周り又は全員にいじめ防止についてのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ　「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

（３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

５　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

６　その他

（１）「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。

（２）いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解やいじめ未然防止や対応に関する教職員の資質向上に努める。

（３）「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブページに掲載する。

（４）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

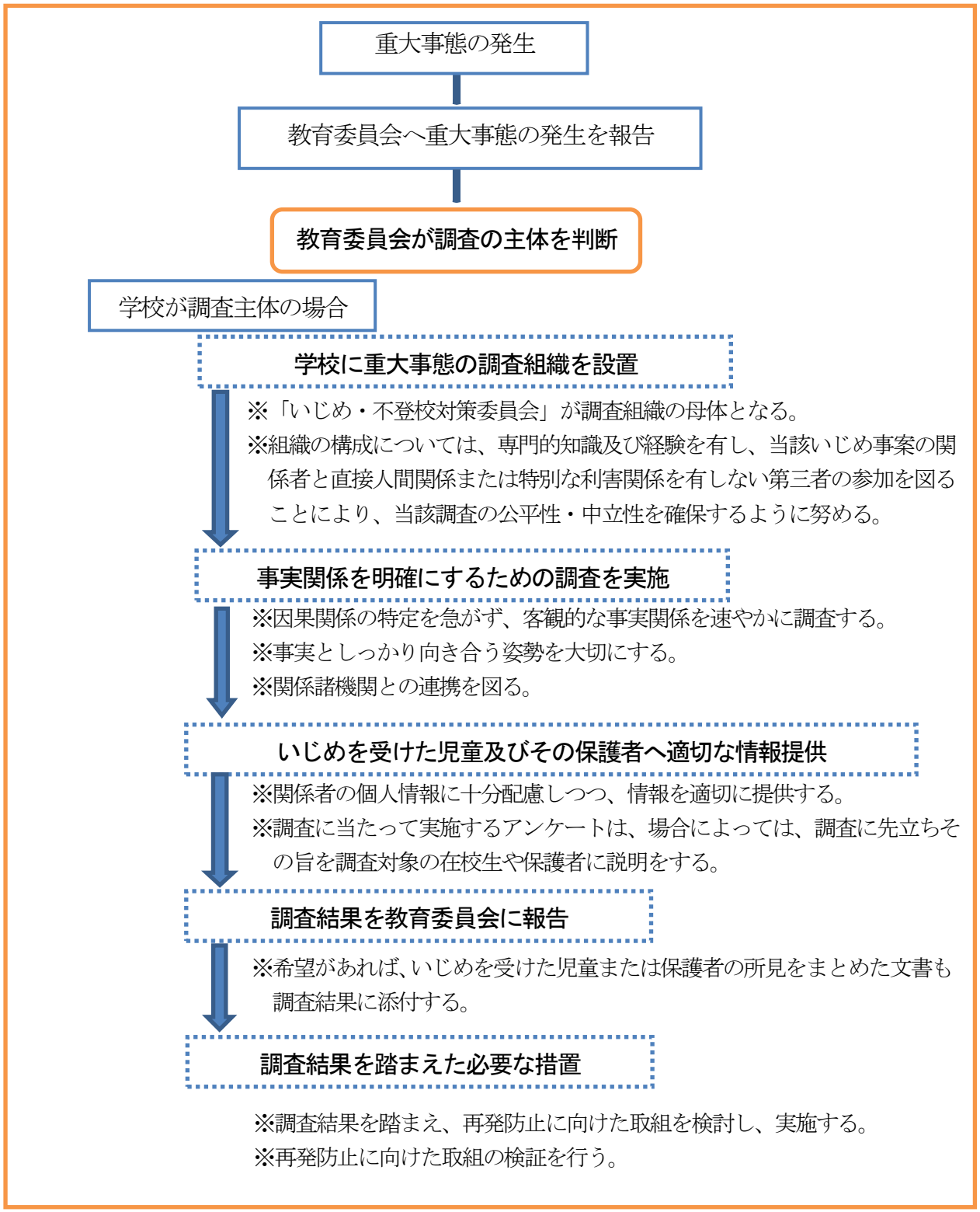

＜取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会 ○ペア遠足（校外学習） ○ＳＣの児童・保護者への周知	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知（書面にて） ○身体測定	○ＰＴＡ総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D	○現職研修①「児童理解と学級づくり」			
6月			○あのね面談週間	○あのね面談週間 ○身体測定	
7月	C			○通学団会	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 ○個人懇談会
8月	A	○現職教育②児童集団の理解			
9月	P		○福祉実践教室	○身体測定	
10月		○学校評価中間アンケート実施→検証	○あのね面談週間 ○情報モラル指導	○あのね面談週間	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
11月	D		○セルフディフェンス講座開催		
12月			○人権週間（せんなんの輪） ○赤い羽根募金活動	○通学団会	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 ○個人懇談会
1月	C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○千南フェスタ ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	
2月		○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○あのね面談週間	○あのね面談週間	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析を行う。
3月	A		○６年生を送る会	○通学団会	
通年	P へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○いじめアンケート（月１回）	○登下校見守り活動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。